

基準1～8の選定方法見直し案

資料 5

国際基準番号	基準の内容	前回選定時の手順	前回候補地(○は既登録)	課題	事務局からの提案
基準1	各生物地理区内で、代表的、希少又は固有な湿地タイプを含む湿地	<湿原> ○重要湿地500の「湿地タイプ」に「湿原」が含まれること。 ○一定以上の規模とまとまりを有していること。(第5回自然環境保全基礎調査、湿地調査において、原則として200ha以上(北海道)または100ha(北海道以外)以上であり、単で一定程度のまとまりを有していること。) ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。 ○湿原に保護区が重複すること。 ○湿原のタイプ(高層湿原、低層湿原、中間湿原)のバランス	○サロベツ原野(北海道)(高層) ○濤沸湖(北海道)(低層) ○野付半島・野付湾(北海道)(低層) ○風蓮湖・春国岱(北海道)(低層) ・沼の原・沼の平(北海道)(高層) ・屏風山湿原池沼群(青森県)(中間) ・八甲田山湿原群(青森県)(高層) ・八幡平周辺湿原群(岩手県・秋田県)(高層) ○尾瀬(福島県、群馬県、新潟県)(高層) ○奥日光の湿原(栃木県)(高層) ・苗場山周辺湿原(新潟県、長野県)(高層) ・立山周辺湿原群(富山県)(高層) ○くじゅう坊がツル・タデ原湿原(大分県)(中間)	○「代表的、希少、固有な湿地タイプを含む湿地」の定義・取り扱いはどうするか。 ○面積の狭い「代表的、希少、固有な湿地タイプを含む湿地」の取り扱いをどうするか。	面積要件での選定に加え以下の観点での選定を行う。 →植生、地質、土壌の観点から見るのはどうか？たとえば、多雪地帯の限定された分布のナガバナモウセンゴケ、塩性湿地のアッケシソウやシチメンソウ群落、貧栄養的な湿地、超塩基性岩の湿地などが考えられる。 →キタサンショウオ、イイジマルリボシヤンマ、オシヨロコマのような、氷河期の遺存種のように生物学的貴重種の視点から見るとはどうか？
		<河川> ○重要湿地500の「湿地タイプ」に「河川」が含まれること。 ○河川が主な選定対象であること。 ○一定以上の規模を有していること(長さ5km以上)。 ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。 ○河川に保護区が重複すること。	・仲間川(沖縄県) ・浦内川(沖縄県)		面積の狭い「代表的、希少、固有な湿地タイプを含む湿地」で、その周辺に同様の湿地がある場合は、いくつかの湿地をまとめて「○○湿地群」、「○○雪田群」とするのはどうか？
		<湖沼> ○重要湿地500の「湿地タイプ」に「湖沼」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること(原則として500ha以上)。 ○人工湖岸率が50%未満(第4回自然環境保全基礎調査、湖沼調査)であること。 ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。 ○湖沼に保護区が重複すること。 ○地域バランス	・サロマ湖(北海道) 汽水 ・能取湖(北海道) 汽水 ○濤沸湖(北海道) 汽水 ○風蓮湖・春国岱(北海道) 汽水 ○阿寒湖(北海道) 淡水 ・大沼(北海道) 淡水 ・十三湖・岩木川(青森県) 汽水 ・裏磐梯湖沼群(桧原湖)(福島県) 淡水 ・猪苗代湖(福島県) 淡水		

国際基準番号	基準の内容	前回選定時の手順	前回候補地(○は既登録)	課題	事務局からの提案
		＜地下水系(カルスト地形)・湧水地＞ ○重要湿地500の「湿地タイプ」に「地下水系」又は「湧水地」が含まれること。 ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。 ○地下水系・湧水地に保護区が存在すること。	○秋芳台地下水系(山口県)		
		＜塩性湿地＞ ○重要湿地500の「湿地タイプ」に「塩性湿地」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること。 ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。 ○塩性湿地に保護区が重複すること。	・サロマ湖(北海道) ○野付半島・野付湾(北海道)		
		＜マングローブ林＞ ○重要湿地500の「生物群」に「マングローブ林」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること。(第5回自然環境保全基礎調査、海辺調査において100ha以上) ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。 ○マングローブ林内に保護区が重複すること。	○名蔵アンパル(沖縄県) ・仲間川(沖縄県) ・浦内川(沖縄県)		
		＜干潟＞ ○重要湿地500の「湿地タイプ」に「干潟」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること(第4回自然環境保全基礎調査、干潟調査で10ha以上)。 ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。 ○干潟に保護区が重複すること。	・サロマ湖(北海道) ・能取湖(北海道) ・三番瀬(千葉県) ・和白干潟(福岡県) ・有明海(大濠棚)(佐賀県) ・屋我地(沖縄県) ○名蔵アンパル(沖縄県)		

国際基準番号	基準の内容	前回選定時の手順	前回候補地(○は既登録)	課題	事務局からの提案
		<藻場> ○重要湿地500の「生物群」に「海草」または「海藻」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること(第4回自然環境保全基礎調査、藻場調査または第5回自然環境保全基礎調査、海辺調査で1000ha以上)。 ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。 ○藻場に保護区が重複すること。	・サロマ湖(北海道) アマモ ・能取湖(北海道)アマモ ○野付半島・野付湾(北海道)アマモ ○風蓮湖・春国岱(北海道)アマモ ・隠岐島周辺沿岸(島根県) ガラム		
		<サンゴ礁> ○重要湿地500の「生物群」に「サンゴ」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること。(第4回自然環境保全基礎調査、サンゴ礁調査において、当該湿地付近のサンゴ礁面積50ha以上) ○サンゴ礁に保護区が重複すること。 ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。 ○非サンゴ礁域及びサンゴ礁域において代表的なサンゴ礁を選定(面積及び被度で評価)	○串本沿岸海域(和歌山県)非サンゴ礁域 ○慶良間諸島海域(沖縄県) サンゴ礁域 ・石西礁湖(沖縄県) サンゴ礁域		
基準2	国際的に絶滅のおそれのある種又は生態学的群集の生存にとって重要だと考えられる湿地	○IUCNの「絶滅寸前(CR)」、「絶滅危機(EN)」、「危急(VU)」のいずれかで、かつ 環境省レッドリストの「絶滅危惧I類(CR+EN)」、「絶滅危惧II類(CR)」、「絶滅危惧IB類(EN)」のいずれかを満たす種。		○最新のデータに基づき他に条件を満たす種(特に植物)が無い確認が必要。	→IUCNのVU以上、環境省のEN以上の両方を満たす種がないか、最新のデータで再確認する。 →絶滅の危機に瀕し、かつ保全の対象順位が高い地域個体群の取扱をどうするか。
		<鳥類> タンチョウ、マナヅル、ナベヅル、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ヘラシギ、オオセッカ、カラフトアオアシシギ	・網走湖(北海道) ○濤沸湖(北海道) ○野付半島・野付湾(北海道) ○風蓮湖・春国岱(北海道) ○阿寒湖(北海道) ○仏沼(青森県) ・十三湖・岩木川河口域(青森県) ・利根川下流部(茨城県・千葉県) ・和白干潟(福岡県) ・有明海(大塚瀬) (佐賀県) ・出水干拓地(鹿児島県)		

国際基準番号	基準の内容	前回選定時の手順	前回候補地(○は既登録)	課題	事務局からの提案
		<爬虫類> キクザトサワヘビ、リュウキュウヤマガメ <両生類> アベサンショウウオ <魚類> リュウキュウアユ、ミヤコタナゴ <昆虫類> ベッコウトンボ	○久米島の溪流・湿地(宇江城岳) ・丹後・但馬地方低山地湧水域のアベサンショウウオ生息地(京都府・兵庫県) ・大田原市の湧水湿地(栃木県) ・住用湾流入河川および河口部(鹿児島県) ○蘭牟田池(鹿児島県)		
基準3	各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要と考えられる湿地	○専門家に対するアンケートにおいて、基準3にあてはまると回答があった湿地 ○湿地に保護区が重複すること	○サロベツ原野(北海道) ・サロマ湖(北海道) ○濤沸湖(北海道) ○風蓮湖・春国岱(北海道) ・沼の原・沼の平(北海道) ○雨竜沼湿原(北海道) ・小笠原諸島周辺(東京都) ・有明海(大塚棚)(佐賀県) ○慶良間諸島海域(沖縄県) ○名蔵アンパル(沖縄県) ・石西礁湖(沖縄県) ・浦内川(沖縄県) ・西表島南西部海域および河口域(沖縄県)		
基準4	生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地	○重要湿地500の選定基準⑤(生物の生活史の中で一定以上の規模を有していること)によって選定されている湿地 ○アカウミガメ、アオウミガメの産卵数が多いものを評価	・小笠原諸島周辺(東京都) アオウミガメ ○屋久島永田浜(鹿児島県) アカウミガメ	○アカウミガメ、アオウミガメの産卵地以外の候補はないか。	→採食環境やウミガメ以外の回遊する生物が利用する湿地を候補地として検討する。
基準5	定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地	○重要湿地500にあり、環境省ガン・カモ類生息調査において、過去5年間のガン・カモ類の渡来数が2万羽以上の湖沼等 ○渡りの時期に基準を満たしている湿地	○濤沸湖(北海道) ○野付半島・野付湾(北海道) ○風蓮湖・春国岱(北海道) ○蕪栗沼・周辺水田(宮城県) ・三番瀬(千葉県) ○瓢湖(新潟県) ○中海(鳥取県・島根県) ○宍道湖(島根県)	○最新データを元に、候補地を確認する。	→環境省ガン・カモ類生息調査、モニタリングサイト1000のガン・カモ類調査結果等を確認する。

国際基準番号	基準の内容	前回選定時の手順	前回候補地(○は既登録)	課題	事務局からの提案
基準6	水鳥の種又は亜種の個体数の1%以上を定期的に支える湿地	○重要湿地500にあり、ガン・カモ類、シギチドリ類、ツル類で個体数の1%以上を定期的に支えている湿地	○サロベツ原野(北海道) ・サロマ湖(北海道) ・能取湖(北海道) ○濤沸湖(北海道) ○野付半島・野付湾(北海道) ○風蓮湖・春国岱(北海道) ○蕪栗沼・周辺水田(宮城県) ・最上川河口(山形県) ・猪苗代湖(福島県) ・利根川下流部(茨城県、千葉県) ・三番瀬(千葉県) ・福島潟(新潟県) ○瓢湖(新潟県) ○中海(鳥取県、島根県) ○宍道湖(島根県) ・和白干潟(福岡県) ・出水干拓地(鹿児島県)	○最新データを元に、候補地を確認する。	→環境省ガン・カモ類生息調査、モニタリングサイト1000のガン・カモ類調査結果等を確認する。
基準7	固有な魚類の亜種、種又は科の相当な割合を支えている湿地。	○ 専門家に対するアンケートにおいて、基準7にあてはまると回答があった湿地 ○ 湿地に保護区が重複すること	・知床半島サケ・カラフトマス遡上河川(北海道) ・裏磐梯湖沼群(福島県) ・三番瀬(千葉県) ・父島・母島の河川(東京都) ○三方五湖(福井県) ○宍道湖(島根県) ・有明海(大塚瀬)(佐賀県) ・住用湾流入河川および河口部(鹿児島県) ○名蔵アンパル(沖縄県) ・仲間川(沖縄県)		
基準8	魚類の重要な食物源であり、又は産卵場、稚魚の育成場である湿地	○ 専門家に対するアンケートにおいて、基準8にあてはまると回答があった湿地 ○ 湿地に保護区が重複すること	・知床半島サケ・カラフトマス遡上河川群(北海道) ・三番瀬(千葉県) ○三方五湖(福井県) ○宍道湖(島根県) ・有明海(大塚瀬)(佐賀県)		

国際基準番号	基準の内容	前回選定時の手順	前回候補地(○は既登録)	課題	事務局からの提案
基準9	鳥類以外の湿地に依存する動物の種又は亜種の個体数の1%以上を定期的に支える湿地	○2005年のCOP9で追加		＜第2回検討会で検討＞ ○「個体群1%を定期的に支えている」ことについて、何をもち「1%を定期的に支えている」といえるか。	＜第2回検討会で検討＞ →繁殖地や産卵地などが限定的な種や亜種、生息地が特定の地域に集中している種や亜種が、この基準の対象に該当するか。たとえばウミガメ、サンショウウオ、水生昆虫の生息地などが当てはまるといえるかを検討する。

注)魚類:魚、エビ・カニ・貝類

基準以外の課題

	○地域的なバランスについて	自然度が高い北海道、沖縄に条約湿地が集中している。	四国に条約湿地がない。	四国の候補地を検討するのはどうか。 候補地がない地域が無くなるよう検討する。
	○河川の登録について	河川単独の条約湿地の登録がない。		河川の候補地についても登録に向けて調整を行うとともに、新たな候補地についても検討する。
	○水田やため池などの人工的な湿地の登録について	人工的な湿地の候補地が少ない。	人工的な湿地の登録が少ない。	棚田や水田、ため池、水路などの人工的な候補地を検討するのはどうか。
	○集水域を含んだ登録について	とくに湖沼について、湖面のみの登録になっている例が多い。	集水域が含まれてた登録とっていない。	範囲を決める際、可能であれば集水域を含めることを検討する。
	○重要湿地500に選定されていない湿地の登録について	COP9時に登録した条約湿地は、重要湿地500に選定された湿地のみ。	重要湿地に選定されていない湿地を含めるかどうか。	重要湿地500に含まれていなくても国際基準を満たす湿地については候補地の可能性があるとする。